

兵高教組

調査情報

2016年2月27日

31号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

福島強配裁判

最高裁が不当判決 上告受理申立理由書を認めず

2012年4月1日、福島一憲さんは県立尼崎稲園高校から県立尼崎北高校へ強制配転されました。それから4年、福島さんや支援する会は、兵庫県教育委員会を相手に裁判闘争を闘い抜いてきました。しかし2016年1月、最高裁判所は「本件を上告審として受理しない」という不当決定をしました。これにより、法廷闘争は終結せざるを得ませんが、これまで奮闘されてきた、福島さんをはじめ支援する会の方々に心から敬意を表するものです。

福島裁判の意義

最高裁決定は、一審、二審同様、私たちの主張に背を向けた不当判決でした。しかし、この福島裁判を通して、例えば大阪高裁では、弁護団が提出した新たな証拠に基づき、第一審より広く事実認定を深め、高教組と県教委との間でこれまで積み上げられてきた事実経過を認定しました。私たちの人事異動に対する長年の取り組みを裁判所に認定させた意義は大きく、今後の人事異動への取り組みの土台を改めて築いたといえます。

カンパや動員などの支援に感謝します

高教組は、原告の福島氏、福島裁判を支援する会の皆さんと共に最高裁判所に上告し、強制人事異動の誤りを明らかにするため闘いを進めてきましたが、最高裁の決定を受け、法廷闘争は終結することとなります。

福島さんと支援する会の方々のご奮闘に敬意を表するとともに、カンパや動員など、多くの組合員ならびに関係者の方々のご支援に心から感謝します。

高教組は今後も不当な人事異動を許さない闘いに全力で取り組みます。

4年間にわたり私の強制配転取消裁判を御支援して頂き本当に有り難うございました。この間、私が頑張れたのは、裁判を担当して頂いた弁護士の方、高教組本部、高教組組合員をはじめとする支援者の皆様の励ましがあったからと心より感謝しております。

裁判の結果には、全く納得していません。判決文を再度読み返してみても、今更ながらに怒りを覚えています。しかし、この裁判が何の成果もなかったとは思っていません。

神戸地裁の判決文では、「これまで16年間の長期間にわたって稲園高校で勤務してきた原告を、これまでも異動の機会はあったと思われるのに、定年まであと2年となった58歳の時点で本件転任処分を実施することについての積極的理由は見当たらず、その相当性には疑問が払拭できない」と疑問を投げかけています。また、大阪高裁の判決文は、「確かに、高教組と県教委の人事異動についての交渉の中で、高教組が16項目回答を守るよう県教委に求め、県教委が高教組に対し16項目回答に誠実に対応し学校長に周知する旨回答した経緯があること」を認定しています。また、転任について当時の校長が私と複数回面談して説得を試みたことを評価し、「手続き上何らかの瑕疵があるということはない」としました。この点は敗訴したとは言え、人事異動において非常に重要な内容を含んでいます。人事異動においては、16項目を尊重し、異動対象者とは複数回におよぶ面談を実施するといった丁寧な人事でなければならないということです。現在、そのような丁寧な人事が広く行われているでしょうか。今回の裁判を糧にして、現状の人事異動、特に新任教諭の人事異動の在り方を改善していくべきです。そうなっていけば、今回の裁判の意義が出てくると思っています。

大阪判決に大きな影響を与えたであろう「2000年合意」(人事委員会が間に入って高教組と県教委の間で結ばれた人事異動に関する合意)について、証言に立った当時の県教委の副課長は、2000年合意を否定しました。高教組は、裁判には不利であるとわかっていながら、人事委員会との間の信義を守り、2000年合意の文書を明らかにしませんでした。私は、信義を貫くこの高教組の姿を誇らしく思っていますし、この裁判を通じて組合員でよかったと実感しました。

最後になりますが、本当にこの間の御支援有り難うございました。また、高教組と「福島裁判を支援する会」と合同で、終結集会を開く準備がされています。直接お会いしてお礼を述べたく存じます。ご都合の許す限りご参加下さるようお願い申し上げます。 福島一憲

福島裁判終結集会と慰労会 4月2日(土) 17:00～高教組会館3階会議室